

日本共産党東京都議会議員

文教委員会理事 / オリンピック・パラリンピック特別委員

とや英津子のニュースレター

TOYA ETSUKO Newsletter

事務所：練馬区桜台1-6-11 TEL: 03-6324-8060



安心して住み続けられる都営住宅へ

使用継承基準の改善は急務

都営住宅が新規増設されないもと、入居者を追い詰めているのが「親が死んだら子が追い出される」使用承継問題です。

2018年12月に都内の都営住宅の7つの自治会の会長さんたちが、このままでは「安心して住み続けられない」「高齢化で自治会活動もままならない」「使用承継を一親等の同居する子どもまで広げてほしい」と、やむにやまれず都議会に陳情を提出しました。ところが、自民・公明・都民ファーストなどが「入居者と非入居者の公平性の確保が必要」だとして反対し、不採択にしてしまいました。



都営住宅の新規増設も必要

都営住宅のニーズは高まっていますが、応募倍率が高く、入りたくても入れない方が増えています。都営住宅に入れなかった人の公平性をいうのであれば、22年間都営住宅の新規増設を行ってこなかったことこそ改善すべきです。

私は、都営住宅の新規増設を行うとともに、使用承継を従来通り一親等に戻すよう求めています。

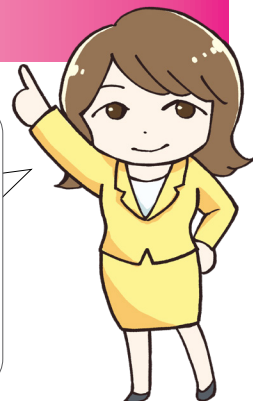
都民の運動と日本共産党都議団の取り組みで、高齢者や障がい者、病弱者については、例外として承継は認められていますが、病弱者の診断書については、かかりつけ医であっても都立・公社病院の診断書しか認めないとしており、こうした対応を改善することも求めています。

陳情内容	共産	自民	公明	都民ファ	立憲民主
使用継承は同居する一親等まで広げて欲しい(都住7自治会長)	賛成	反対	反対	反対	反対
使用継承は名義人の一親等まで認めて欲しい(公的住宅を考える会)	賛成	反対	反対	反対	反対

入居基準の緩和と修繕負担軽減も要求

この間、入居基準が月収15万8000円に引き下げられ、現役世代の入居が厳しくなっています。入居基準の緩和に加え、入居者についても畳表替え、障子・ふすまの張替え、壁の塗り替え、蛇口の取り換えなどの繕費負担を軽減するよう求めています。

「住まいは人権」です。「都営住宅を増やさず、今いる人を追い出す」都政を変えるため、日本共産党を伸ばしてください。都営住宅の4000戸の新規建設は374億円できます。ぜひお金の使い方を変えて誰もが安心して暮らし続けられる都政をつくりましょう。



とや英津子は日本共産党都議団として

みなさんの声を力に改善を実現しました

期限付き
入居

高校3年まで延長

「友達と離れ離れになってしまう」…子どもたちから声が寄せられました。期限付き入居制度は、10年の期限が来る前に小中学校進学の日までに退出してしまう実態がありました。都は2019年、期限を子どもの高校卒業まで延長。ひとり親世帯にも対象が拡大されました。共産党都議団は年度末の引っ越しをさけるために、さらに3か月の延長を提案しています。



連帯保証人が不要に

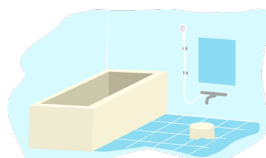
高齢者でもう身寄りがいない、さまざまな事情から保証人が見つからないといった相談が数多く寄せられていました。今回、緊急時の連絡先だけを届ければよいことに。

本人設置の
浴槽・給湯設備

取替費用ゼロへ

※撤去・処分は自己負担

共産党都議団の追及で2017年末、公社賃貸住宅の浴槽・給湯設備の設置費用が居住者負担から公社負担に。さらに都営住宅でも2020年から、本人設置の浴槽・給湯設備の都負担での取り替え試行が開始されました。



さらに修繕費の負担 軽減をすすめます

公社賃貸住宅では2019年、畳床、ふすまの骨組み、天井や壁の部分塗りかえ、ビニールクロスの部分張りかえが公社負担になり、居住者負担が34項目から11項目に減りました。都営住宅でも同様の見直しを進めます。



22年間
ゼロ

都営住宅の新規建設こそ必要

石原都政以来22年間、都営住宅の新規建設はゼロ。このことが団地の高齢化や超高倍率など、居住者と入居希望者に大きな困難を押し付けています。

都の姿勢の根本的な転換が必要です。日本共産党は今年2月にも条例改正を提案するなど、くりかえし都議会で求めてきました。

- 都営住宅を4年間で2万戸増設します。
- UR住宅や民間賃貸住宅を活用した「借り上げ都営住宅」をつくります。

日本共産党都議団

東京都住宅
基本条例

条例改正を提案

- すべての都民が安全かつ良好な環境の適切な居住を得る権利の完全な実現（第1条）
- 都営住宅の新規建設、民間住宅借り上げ等の促進（第7条）
- 都営住宅に同性パートナーの入居を認めるなど、都の責務にソーシャルインクルージョンの考え方を明記（第3条）
- 都の住宅政策の策定へ都民代表が参加（第22条）など